A

私立幼稚園

子育てのための施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化制度では、利用料を無償にするために、
利用給付認定が必要です。

▶認定区分

施設等利用給付認定は、子どもの年齢や保育の必要性に応じ、
新１号認定から新３号認定までの３つに区分されます。

- 新１号認定・・・保護者の就労等で預かり保育を利用されない方
 （満３歳以上の子どもで、※保育の必要性が**ない**子ども）
- 新２号認定・・・保護者の就労等で預かり保育を利用される方
 （３～５歳児クラスの子どもで、※保育の必要性が**ある**子ども）
- 新３号認定・・・保護者の就労等で預かり保育を利用される方
 （**非課税世帯**の０～２歳児クラスの子どもで、※保育の必要性が**ある**子ども）

☆**課税世帯**の**２歳児クラス**の子どもで、※保育の必要性が**ある**子どもについては、東大阪市２歳児保育料等無償化事業により、市独自の無償化対象となります。

▶保育の必要性とは、保護者が以下の要件に該当することを指します。

- 就労時間中に預かり保育が必要な方（※）
- 学校に通っている時間中に預かり保育が必要な方（※）
- 病気や障害のため預かり保育が必要な方
- 介護や看護をしているときに預かり保育が必要な方
- 出産前後に預かり保育が必要な方
- 求職活動時間中に預かり保育が必要な方

（※）就労(就学)の認定は週１２時間以上就労(就学)されている方で、教育標準時間内にお迎えが間に合わない方が対象です。夜間の就労など、教育標準時間内にお迎えが可能な方は認定できません。

※リフレッシュ目的や用事での預かり保育の利用は無償化の対象外です

問合せ先　東大阪市子どもすこやか部事務センター　TEL：０６－４３０９－３３２２

B

幼児教育の無償化

満３歳から５歳児（小学校就学前）までの子どもが対象

▶入園料・保育料（新１・２・３号認定）

月額 25,700 円まで無償（令和８年 10 月利用分からは月額 28,000 円まで無償）

・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象
　※給食費や通園費等は対象外

［算定イメージ］（令和８年９月利用分までの金額で記載）

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額
１万円	１万 4,000 円	２万 4,000 円	０円
－	３万円	２万 5,700 円	4,300 円

※4 月入園の場合、入園料は年間在籍月数の 12 で割った数とする。

共働き世帯の子どもなど保育の必要な３歳児から５歳児（小学校就学前）までの子どもが対象

▶預かり保育

（新２号認定）**月額 11,300 円または日額 450 円×利用日数で算出された金額までのいずれか低い方を無償化**（令和８年１０月利用分からは月額 12,300 円または日額 490 円×利用日数で算出された金額までのいずれか低い方を無償化）

［算定イメージ］（令和８年９月利用分までの金額で記載）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	０円
9,500 円	20 日	9,000 円	9,000 円	500 円

※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が８時間未満又は年間開所日数が 200 日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額 11,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）（令和８年 10 月利用分からは月額 12,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

（新３号認定・市独自認定）**月額 16,300 円または日額 450 円×利用日数で算出された金額までのいずれか低い方を無償化**（令和８年１０月利用分からは月額 17,700 円または日額 490 円×利用日数で算出された金額までのいずれか低い方を無償化）

満３歳になった日から満３歳後最初の３月３１日までの子どもは、市町村民税**非課税世帯**であれば施設等利用給付認定（新３号認定）により、無償化の対象となります。
市町村民税**課税世帯**であれば、東大阪市２歳児保育料等無償化事業により、市独自無償化の対象となります。

★無償化の対象となるには・・・まずは、認定申請書の提出が必要です！

幼稚園から配布される認定申請書に必要事項を記入のうえ、幼稚園へご提出ください。

問合せ先　東大阪市子どもすこやか部事務センター TEL：０６－４３０９－３３２２

幼稚園・認定こども園プレスクール

C

２歳児クラスの子どもで、就労等の保育の必要性の認定を受けられた場合は、プレスクールの利用料が無償化になりますので希望される方はこの認定申請書を提出してください。

▶プレスクール

月額 42,000 円まで無償（令和８年１０月利用分からは月額 45,700 円まで無償）

※給食費や通園費等は対象外です。

世帯の課税状況により、取得する認定が異なります。

非課税世帯の２歳児クラスの子ども・・・新３号認定

（施設等利用給付認定）

課税世帯の２歳児クラスの子ども・・・市独自認定

（東大阪市２歳児保育料等無償化事業）

どちらの認定区分に該当するかは、この申請書の提出後に審査を行います。
※新１号認定を取得され満３才クラスに移行後は月額 16,300 円を上限（令和８年１０月利用分からは月額 17,700 円を上限）に、引き続き無償化の対象となります。

★プレスクール無償化の対象となるには・・・

「保育の必要性の認定」を受ける必要があります！

注意事項

プレスクールの利用については、保育の必要性の認定を受けられた方が無償化の対象となります。保育の必要性が認められた場合も、認められない場合も、プレスクールの利用ができるかどうかには影響ありません。

問合せ先　東大阪市子どもすこやか部事務センター　TEL：０６－４３０９－３３２２
東大阪市子どもすこやか部保育利用相談課　TEL：０６－４３０９－３２０２

記入見本

育てのための施設等利用給付認定申請書
（法第30条の4第1号）

受付印

（あて先）東大阪市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第　３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第５９条の２に規定する事業（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第３０条の５第１項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者名　**花園　太郎**

住所　東大阪市　**荒本北１丁目１番１号**

2025年（令和7年）1月1日の住所　☑上記と同じ

□上記以外（　　）

記入年月日　**令和○**　年　○　月　○　日

電話　自宅　**06**　－　○○○○　－　○○○○

携帯　（父）**090**　－　□□□□　－　□□□□

（母）**090**　－　△△△△　－　△△△△

家族構成	父母及び同住所に住んでいる人全員（世帯分離している人も含む）について記入してください。 生計を一にする別居している子どもがいる場合記入し【別居】欄にレ点を入れてください。					
区分	フリガナ 氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	通園通所している施設名	別居
申請児童	ハナゾノ　ジロウ 花園　二郎	本人	令和2　年　7　月　7　日	(男)・女		□
児童の世帯員	ハナゾノ　タロウ 花園　太郎	父	昭和60　年　4　月　4　日	(男)・女		□
	ハナゾノ　ハナコ 花園　花子	母	昭和61　年　5　月　5　日	男・(女)		□
	ハナゾノ　カズコ 花園　一子	姉	平成19　年　9　月　9　日	男・(女)	××学園（学生寮）	☑
	ハナゾノ　ウメ 花園　ウメ	祖母	昭和35　年　3　月　3　日	男・(女)		□
			年　月　日	男・女		□
			日	男・女		□

別居している場合は☑をしてください。

同居の祖父母は、世帯分離をしていても記入が必要です。

利用（予定含む）する幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ	○○○○ヨウチエン	所在地	〒57□-□□□□　TEL　△△△（△△△）△△△△ 東大阪市○○○　○番○号
施設名	○○○○幼稚園	入所日	令和8　年　4　月　1　日

➡添付書類のチェック項目がありますので裏面をご覧ください

※本市記入欄	こどもコード	

★添付書類チェック項目★

該当の有無をチェックし、当てはまる項目の必要事項の記入と証明書類の添付をお願いします。

世帯状況	該当	どちらかに〇	【参考】証明書類
ひとり親世帯 ※住民基本台帳上、別居していることが必須となります。	有・(無)	離婚・未婚・死亡・離婚調停中	ひとり親家庭医療証，児童扶養手当証書 戸籍謄本、離婚届受理証明書、離婚調停関係書類(裁判所からの呼び出し状・事件係属証明書等)のいずれかの写し
生活保護受給世帯	有・(無)	年　月より 受給中・申請中	被保護証明書
障害者がいる世帯	(有)・無	氏名　**花園 ウメ** 続柄　**祖母**	お持ちの身体障害者手帳・ 手帳の写し
他市からの転入 (令和7年１月１日以降)	有・(無)	父・母・同居祖父 同居祖母・その他	令和7年度市町村民税課税証 ※令和7年１月１日に住民登録のある自治体で発行できます
他市からの転入予定 (令和8年１月１日以降)	有・無	父・母・同居祖父・ 同居祖母・その他	令和8年度市町村民税課税証明書（保護者全員分） ※令和8年１月１日に住民登録のある自治体で発行できます。 発行可能時期については当該自治体にお問い合わせください。

住民票が同一の状態ではひとり親世帯としては申請できません。

子育てのための施設等利用給付認定申請書
（法第30条の4第1号）

受付印

（あて先）東大阪市長

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第３０条の３において準用する同法第１６条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
3. 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
4. 新年度４月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第３０条の５第５項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第５９条の２に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、幼稚園（子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園）、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定を希望（幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない）するので、子ども・子育て支援法第３０条の５第１項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間数が８時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

保護者名	記入年月日　　年　　月　　日
住所　東大阪市	電話　自宅　　－　　－
2025年(令和7年) 1月1日の住所　□上記と同じ	携帯　(父)　　－　　－
□上記以外（　　）	(母)　　－　　－

家族構成	父母及び同住所に住んでいる人全員（世帯分離している人も含む）について記入してください。 生計を一にする別居している子どもがいる場合記入し【別居】欄にレ点を入れてください。					
区分	フリガナ 氏　　名	児童との続柄	生年月日	性別	通園通所している施設名	別居
申請児童		本人	年　月　日	男・女		□
児童の世帯員			年　月　日	男・女		□
			年　月　日	男・女		□
			年　月　日	男・女		□
			年　月　日	男・女		□
			年　月　日	男・女		□
			年　月　日	男・女		□

利用(予定含む)する幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではない私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部を記入してください。

フリガナ		所在地	〒　－　　TEL　　（　　）
施設名		入所日	年　月　日

➡添付書類のチェック項目がありますので裏面をご覧ください

※本市記入欄	こどもコード

★添付書類チェック項目★

該当の有無をチェックし、当てはまる項目の必要事項の記入をお願いします。

世帯状況	該当	必要事項	【参考】証明書類
ひとり親世帯 ※住民基本台帳上、 別居していることが必須となります。	有・無	離婚・未婚・死亡 ・離婚調停中	ひとり親家庭医療証，児童扶養手当証書 戸籍謄本、離婚届受理証明書、離婚調停関係書類(裁判所からの呼び出し状・事件係属証明書等)のいずれかの写し
生活保護受給世帯	有・無	年　　月より 受給中・申請中	被保護証明書
障害者がいる世帯	有・無	氏名 続柄	お持ちの身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳の写し
他市からの転入 (令和7年１月１日以降)	有・無	父・母・同居祖父 同居祖母・その他	令和7年度市町村民税課税証明書（保護者全員分） ※令和7年１月１日に住民登録のある自治体で発行できます
他市からの転入予定 (令和8年１月１日以降)	有・無	父・母・同居祖父・ 同居祖母・その他	令和8年度市町村民税課税証明書（保護者全員分） ※令和8年１月１日に住民登録のある自治体で発行できます。 発行可能時期については当該自治体にお問い合わせください。